



平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 アールビバン株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 野澤 克巳
問合せ先 経営企画室長 栗田 実
電話番号 03 - 5159 - 7177
(コード番号 7523 JASDAQ)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 22 日開催予定の第 22 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 株主の皆様のご便宜をお図りするため、株主総会参考書類等をインターネットにより開示を可能とするものであります。(変更案第 17 条)
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。(変更案第 22 条) なお、変更後の任期は本総会で選任される取締役から適用されます。
- (3) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (4) その他、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、条数の繰り下げ等を行い、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙に記載のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 22 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 22 日 (木曜日)

【別紙】

定款変更案 新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>
<p>(商号)</p>	<p>(商号)</p>
<p>第1条 当会社の商号をアールピバン株式会社と称する。 英文ではART VIVANT CO., LTD. と称する。</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次の商品の卸売および小売 <ul style="list-style-type: none"> ア. 絵画、彫刻等の美術品 イ. 貴金属、宝石類、化粧品、袋物、履き物、手芸用品 ウ. 家具調度品、室内装飾品、寝具類、日用雑貨、園芸用品、衣類 エ. 玩具、文具、書籍、楽器、音響録音用品、室内遊戯品、スポーツ用品、映像機器、事務用機器 オ. 食品 2. 前号に掲げる商品の賃貸、輸出入および企画ならびにそのデザインの利用権、複製権の設定および売買 3. 遊園地、博物館、美術館、水族館、劇場、旅館等の施設の経営 4. 美術工芸品の制作および額縁の製造販売 5. 古物売買業 6. 喫茶店および食堂の経営 7. 不動産の賃貸および管理 8. 金融業 9. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務 10. イベントの企画、運営 11. 出版業 12. 映画の製作売買ならびに賃貸借 13. 前各号に附帯する一切の業務 	<p>第2条 (現行どおり)</p>
<p>(本店の所在地)</p>	<p>(本店の所在地)</p>
<p>第3条 当会社は、本店を東京都中央区におく。</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(機関の設置)</p>
	<p>第4条 <u>当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u></p>
<p>(公告の方法)</p>	<p>(公告方法)</p>
<p>第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p><u>第 5 条</u> 当社の発行する株式の総数は、60,000,000株とする。ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第 6 条</u> 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(1単元の株式の数未満の株券)</p> <p><u>第 7 条</u> 当社は1単元の株式に満たない株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p><u>第 8 条</u> 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(名義変更書換代理人)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社は株式につき名義書換代理人をおく。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取請求の取扱等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p><u>第 6 条</u> 当社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第 7 条</u> 当社は、株式にかかる株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第 8 条</u> 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p style="text-align: center;">2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(第9条へ移動)</p> <p>(単元未満株式の権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則) <u>第10条</u> 当会社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、单元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続および手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) <u>第12条</u> 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日) <u>第11条</u> 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載された株主(実質株主名簿に記載された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 前号のほか必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(第14条へ移動)</p>
<p>第3章 株 主 総 会 (招集) <u>第12条</u> 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第3章 株 主 総 会 (招集) <u>第13条</u> 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。 (第15条へ移動) (第15条へ移動)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日) <u>第14条</u> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(議長) <u>第13条</u> 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者および議長) <u>第15条</u> 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で、開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議要件)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>商法第343号第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p><u>第16条</u> 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p><u>第17条</u> 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第18条</u> 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第19条</u> 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ取締役会の決議によって定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(決議要件)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p><u>第19条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p><u>第20条</u> (現行どおり)</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (削除)</p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役会招集の通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役若干名を定める。 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第21条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(相談役および顧問) 第22条 当社は取締役会の決議により、相談役ならびに顧問をおくことができる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第23条 当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、商法第266条第19項各号に定める金額の合計額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第24条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める</p> <p>(相談役および顧問) 第25条 当社は取締役会の決議によって、相談役および顧問を選定することができる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令で規定する金額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任) <u>第25条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(任期) <u>第26条</u> 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(常勤監査役) <u>第27条</u> 監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。</p> <p>(監査役会) <u>第28条</u> 監査役会招集の通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬および退職慰労金) <u>第29条</u> 監査役査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除) <u>第30条</u> 当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法) <u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) <u>第29条</u> 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) <u>第30条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) <u>第31条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等) <u>第32条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) <u>第33条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令で規定する金額のいずれか高い額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	(選任) 第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新設)	(任期) 第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(新設)	(報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第6章 計 算	第7章 計 算
(営業年度) 第31条 当会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、 <u>毎営業年度末に決算を行う。</u>	(事業年度) 第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
(利益) 第32条 利益配当は、 <u>毎決算期現在の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対してこれを行う。</u>	(剰余金の配当) 第38条 当会社は、株主総会の決議によって、 <u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。</u>
(中間配当) 第33条 当会社は、取締役会の決議に基づき毎年9月30日現在の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、 <u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配(中間配当という)をすることができる。</u>	(中間配当) 第39条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、 <u>会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当を行うことができる。</u>
(配当金等の除斥期間) 第34条 利益配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお、 <u>受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。</u>	(配当金の除斥期間等) 第40条 配当財産が金銭である場合は、 <u>その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u>
(新設)	未払の配当金には利息を付けない。